

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

- 基準 I の自己点検・評価の概要を記述する。
  - (a) 基準 I の自己点検・評価の要約を記述する。
 

建学の精神、理念等は、教育効果を踏まえ自己点検・評価活動において確認するとともに、毎年度定める事業計画の策定時に、理事会、評議員会においても確認し、建学の精神の継承並びに教育理念、目標の達成に向けた事業の推進を図っている。
  - (b) 基準 I の自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。
 

今後も引き続き、建学の精神、理念等について教育効果の検証を自己点検・評価活動及び毎年度定める事業計画の策定時に確認し、それに沿って事業計画をたて推進していく。

### [テーマ]

#### 基準 I -A 建学の精神

- 基準 I -A の自己点検・評価の概要を記述する。
  - (a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。
 

建学の精神は、平成 24 年度に再確認された現代的な意義を踏まえ、目標及び施策を明確にし、達成に向け取り組んでいる。
  - (b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。
 

自己点検・評価で明らかにした改善事項は、主に事業計画に盛り込み大学全体での取り組みとして推進している。今後も、全教職員が共通認識をもって取り組めるよう努めていく。

### [区分]

#### 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

- 以下の観点を参照し、基準 I -A-1 の自己点検・評価の概要を記述する。
  - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

#### 建学の精神

<p>「芸術による女性の自立」          「女性の社会的地位の向上」          「専門の技術家・美術教師の養成」</p>
--

本学園の創立は明治 33 (1900) 年、横井玉子・藤田文蔵らによって設立され、その後、順天堂病院長佐藤進男爵夫人であった佐藤志津により運営が軌道にのせられた「私立女子美術学校」に遡る。創立時は、女性に対する教育の門戸が厳しく閉ざされていた時代であった。創立に際して東京府知事に提出された「女子美術学校設立ノ趣旨」には、①女性に手芸手工その他の技術を身に付けさせ、自活し得るようにすること、②そのことを通じて女性の社会的な地位を次第に高める

こと、③女子師範学校その他各種の女学校における美術教師を養成すること、の3点が建学の理念として掲げられている。当時、いわゆる「良妻賢母」主義の女子教育観が支配的であったのに対し、女性がその特性に応じた職業を持つことで自立し、社会的な地位を高めて男女平等社会の構築を目指そうという、女子教育の先駆者たちが分かち持っていた理念を、美術教育を通して実現しようとする創立者たちの高邁な意思であった。

平成24年3月に、建学の精神の現代的意義ならびに学園のビジョンについて検討し、次のとおり中期事業計画に明示した。

### **建学の精神の現代的意義**

創立当時と現代ではその社会的な状況が異なり、現代では男女平等及び男女共同参画社会の実現に関わる法律・制度の整備、大学を取り巻く社会的要請の変化、あるいは社会経済のグローバル化などが進展している。また、現代社会では環境問題や国際的な政治経済の問題など、国境を越えた人類共通の課題と対峙している。これらの課題に対して、世界の人々は文化の違いを超えて、相互に理解し尊敬しあう気持ちを育てていく必要がある。そして、美を愛でる人類共通の心の中にこそ、地球規模の問題を解決していく糸口を見出すことができる。

風評に流されることのない、自ら考え自らの意思で行動する一人の市民としての権利と義務は、目の前の事物をしっかりと観察できる力を身につけることから始まる。また、自らの考えを分かりやすく、しっかりと人に伝える力を磨くためには、言葉のみならず人の感性に響く形や色を通して表現する力をも身につけることが重要である。そのような意味において、美術・デザインの教育は、人間が本来もつべき力の基本であるにもかかわらず、今日、日本の初等・中等教育において、その教育が軽視されている事態は、憂慮すべき状況である。

社会の発展においては、旧弊を改めて新たな知見を取り入れる先駆性ととともに、広い視野において物事を冷静に判断する人智が必要である。バランスの取れた社会の発展のために、今後より一層、社会の進路を決定する重要な場面において、女性の持つ安全や安心に対する鋭い感覚を生かすことが求められる。

建学の精神の現代的な意義として、美術・デザイン教育で培われる能力は人間の持つ力の基本であるとともに、今日の社会において美術・デザインは地球規模の問題を解決する可能性を持つことが挙げられる。また山積する困難な社会的課題の解決やバランスの取れた社会発展のため、女性の感性を社会で活かすことがますます重要となっている。本学園では教育と研究を通して、美術・デザインの力と女性の感性を合わせ新たな価値を生み出し、より良い社会の創造に貢献する。

また、「中期事業計画（平成24年4月1日から平成28年3月31日まで）」を策定するにあたり、建学の精神とその現代的意義を踏まえ学園のビジョンを明確にした。このビジョンは学園の教育研究、社会貢献といった事業を通して実現しようとするものである。

### **学園のビジョン**

**「美を追求し命を尊ぶ心豊かな社会を創造する」**

現代社会において、既成の概念や方策が行き詰まりを見せており、新たな価値

を創出することにより社会を変革し豊かな社会とするイノベーションが求められている。また他者を尊重して他者や社会の幸福に貢献するとともに、生命や環境を重んじる人間性豊かな社会づくりも待望されている。さらに女性の感性をこうした社会づくりに役立てて行くことの重要性も増している。こうした中、今日では美術・デザインは人と社会、人と人、人と物などをつなぐ主導的な役割を担い、他分野の科学と協働することにより社会や経済を動かす原動力になりつつある。

本学園では、美術・デザインの教育研究を通して、生命や環境を重んじた平和で人間性豊かな文化的な社会の創造を先導できる人材の育成を行うとともに、学園自らもこうした社会の創造を目指し貢献していく。

### 短期大学部の設立と教育理念

戦前においては、刺繍や織物などの服飾に関することは女性が携わる美術として適しているとして、本学の教育の比重もそれらに重きを置いていた。

昭和 24 (1949) 年、学校教育法の一部改正によって設けられた短期大学の制度の発足と同時に併設申請を行い、昭和 25 (1950) 年に「女子美術大学短期大学部」を設立した。設立当初の学則 (昭和 25 年施行) 第一条には、「本学部は女子に対して服飾に関する最高の教育を施し、教養高くして美的感覚に優れ、芸術的創造力の豊かな指導者並びに専門技術者を育成することを目的とする」とあり、その後、戦後になって美術の概念も変化していった。

そして、女性の社会への進出がすすむ中で男女平等・同権意識が高まり、男女平等社会の思想が一般化し、現代においても女性の自立や自活能力を高める必要性が増している。特に一人ひとりの表現が重視される芸術の分野にあっては、個人の尊厳を守り個性の尊重を図る上で、女性に特化した教育環境の意義が発揮される。現行の学則 (昭和 38 年施行) 第一条には、「本学は、女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成することを目的とする」とし、この目的の達成のため、次の 3 つを教育理念として掲げ、それに基づき教育課程を構築している。

### 短期大学部の教育理念

「選択の自由と自己責任」

「知性と感性の統合とコーディネート能力の育成」

「社会で活躍する専門家の育成」

建学の精神及び教育理念は、ホームページで公開するとともに、オープンキャンパスや進学説明会などで紹介している。学生には、全員に配付する『履修の手引』や年間行事等が記載された『女子美手帖』に掲載するなどと共に、ガイダンス・オリエンテーションで、教育目標に基づく学習への取り組み方と合わせて説明を行っている。

教職員に対しては、中期事業計画、年度計画と合わせて周知を図るとともに、『女子美手帖』の配付と、毎年 4 月に行っている全教職員を対象とする教職員連絡会議などにおいても、理事長、学長がそれぞれ建学の精神及び教育理念等に沿って、本学が実施するさまざまな取り組みについて説明するなどの周知を図っている。

建学の精神等は、自己点検・評価活動において確認するとともに、毎年度定める事業計画の策定時に、理事会、評議員会においても確認し、建学の精神の継承並びに教育理念、目標の達成に向けた事業の推進を図っている。

また、創立記念日には、創立記念祭の挙行、創立家の墓参などに学生代表が参加するなど、教職員ばかりでなく、学生を含め精神の継承に努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後も全教職員が、建学の精神の継承し、教育の目的・目標を共有し、その達成を図るべく取り組むとともに、学外への周知に努めていく。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

[テーマ]

#### 基準 I-B 教育の効果

■ 基準 I-B の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育目的は建学の精神に基づき学則上に規定し、教育目標はコースごとに定めている。いずれもホームページで公開するほか、学生・教職員へは『履修の手引』、『女子美手帖』に掲載し配付したうえで、ガイダンス等においても周知を図っている。

教育目標とディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを設け、それを基に体系的な教育課程を編成し、学習成果を修得させるための授業科目を開設している。学習成果は、定量的・定性的なデータの収集により点検・評価を行い、教育の質保証のためのPDCAサイクルを構築している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

担当教員が、教育課程全体におけるそれぞれの授業科目の位置づけをより一層認識して、他の科目との連携などを行いつつ組織的な教育を行うため、カリキュラム・マップを作成する。また、教育の質を保証するため、現在取り組んでいる学習成果の修得状況の確認ほか、新たな指標についても教務委員会において検討を行う。

[区分]

#### 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

■ 以下の観点を参照し、基準 I-B-1 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

造形学科の教育目的は、学則第2条2に「造形学科では美術・デザインに関する専門的な理論と技術を学び、幅広い表現方法を修得した上で、作品制作を通して創造力、表現力、応用力を育てることを教育目的とする。個性を大切に、豊かな感性と自由な発想を磨き育むことで、独創力と高度な技術力を備えた、社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成する」と規定している。

### (1) 造形学科の教育目標

造形学科

学生の発想の幅を広げ、実社会での応用力を持った人材を育成する。

#### ①美術コース

自然から謙虚に学ぶことを根幹に置き、見ることと表現することの素晴らしさを追及する。それによって豊かな感性と確かな表現力を見つけるとともに、創作を通して豊かな情操を育成する。

#### ②デザインコース（情報デザイン）

一人ひとりの個性を大切にしながら、現代社会のさまざまなメディアに適応できる柔軟な感性と国際性を併せ持つデザイナーやクリエイターを育成する。

#### ③デザインコース（創造デザイン）

現代社会のさまざまな場面で、思考力や創造性を生かし幅広く活躍出来るクリエイターやデザイナーを育成する。

### (2) 専攻科造形専攻の教育目標

専攻科は少人数制で密度の濃い1年の課程によって学生一人ひとりのキャリアに広がりとおもしろさを与えていく。実践に即した専門的知識と高度な技術の習得を目指す。

教育目的は建学の精神に基づき学則上に規定し、教育目標はコースごとに定めている。いずれもホームページで公開するほか、学生・教職員へは『履修の手引』、『女子美手帖』に掲載し配付したうえで、ガイダンス等においても周知を図っている。

教育目的・目標の点検は、自己点検・評価活動において確認するほか、教育組織の改編をする際の検討時に行っている。

#### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

担当教員が、教育課程全体におけるそれぞれの授業科目の位置づけをより一層認識して、他の科目との連携などを行いつつ組織的な教育を行うため、カリキュラム・マップを作成する。

## [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

**基準 I -B-2 学習成果を定めている。**

- 以下の観点を参照し、基準 I -B-2 の自己点検・評価の概要を記述する。

## (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

建学の精神を基に、基準 I -B-1 に記載した教育目的・目標及び以下のディプロマ・ポリシーを設けこれに学習成果を定義している。

**ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）**

- ・社会人にふさわしい教養、考え方を身につけたか。
- ・美術、デザインの専門能力を修得し、広い視野と洞察力によって独自の発想を表現することができるか。
- ・自らの創作について、他者に伝えるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけたか。
- ・美術、デザインの活動を通して、広く社会に貢献できる能力を身につけたか。

学習成果は建学の精神をもとにしたディプロマ・ポリシーにより明確している。そして、これらを踏まえて策定した教育課程の全開設科目（共通科目・専門科目・教職課程関連科目）で個々の授業に採点・評価の指標となる到達目標を定め、シラバスにおいて明記し学内外へ公表している。各授業の修得単位、卒業所要単位の修得により、学位を授与することで教育の質を保証している。

本学は、美術系短期大学という特質上、主だった授業の成果物が制作物であり、「卒業制作」をその集大成としている。「卒業制作」の学習成果の測定を公平公正に行うため複数教員により成績判定を実施している。

学習成果を測定する仕組みとしては、全学生を対象にGPAを単年度ごとに算出し、累積データとして経年変化を確認しているほか、全開設科目を対象として「授業に関する学生の声アンケート」を実施している。当アンケートは、以下の設問項目等を設定し、学習効果の測定を行っている。

- ・この授業におけるあなたの受講態度を自己評価してください。
- ・この授業における授業外での取り組み方を自己評価してください。
- ・授業での新しい気づきや発見があり、ものの見方や考え方が広がりましたか。

また、アンケートの集計は授業ごとだけではなく、造形学科・専攻科別の「科目群」「学年」「共通科目・専門科目別」「コース」等ごとに集計し、教育課程を俯瞰して分析することを目的に「授業に関する学生の声アンケート全体講評」を作成している。

また、共通科目A群「基礎学習ゼミ」、専門科目「基礎造形」「共通プログラムⅠ」「共通プログラムⅡ」に関しては、さらにアンケートを実施し、学習効果の検証にあたっている。

「授業に関する学生の声アンケート」の結果は、研究室・図書館に設置し学生に公開するとともに、FD・SD研修等におけるカリキュラムの検討に用いており、特に「授業に関する学生の声アンケート全体講評」は、教務委員会で教育課程全体、科目群全体での分析に使用し、改善に役立てている。

なお、定期的に卒業年次生を対象とした「在学生アンケート」を実施し、学習成果を点検し改善に用いている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育の質を保証するため、現在取り組んでいる学習成果の修得状況の確認のほか、新たな指標についても教務委員会において検討を行う。また、得られたアンケート結果で改善活動を実施していく。また、担当教員が教育課程全体におけるそれぞれの授業科目の位置づけをより一層認識して、他の科目との連携などを行いつつ組織的な教育を行うため、カリキュラム・マップを作成する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

**基準 I -B-3 教育の質を保証している。**

- 以下の観点を参照し、基準 I -B-3 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等をはじめとする関係法令の変更などを確認し、変更時の対応及び許認可取得、届出及び報告等の手続きについても適宜対応し法令を順守している。また、毎年開催される文部科学省「大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会」、東京都教育委員会「教職課程認定に関する事務担当者説明会」、全国私立大学教職課程研究連絡協議会の研究大会等に参加し、関係各部署で報告・情報を共有し、知識向上に努めている。また、中央教育審議会等の答申に示される内容を随時確認し、教育課程等の見直し・改善に際しては反映するよう取り組んでいる。

教育の質保証のため学習成果として、定量的・定性的なデータを各種収集し、教育の効果を測定している。収集したデータは、個々の授業改善、カリキュラム検討、さらには事業計画に落とし込み改善活動に活用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

職員においては事業計画を目標管理制度により各自の業務目標に落とし込み、達成度を測る制度により、PDCAサイクルを形成している。教員においては、評価制度の導入について試行的に実施しており、制度化にあたっては、理念、教育目標、並びに事業計画の達成を図るため、教員の職務における活動の活性化を目的として検討を行う。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

[テーマ]

#### 基準 I-C 自己点検・評価

- 基準 I-C の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

自己点検・評価活動は、平成 5 年度より定期的を実施し、明らかとなった課題を事業計画に盛り込みPDCAサイクルを機能させることで改善、改革へとつなげている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

今後も、全教職員がより一層関与できるよう自己点検・評価活動を実施していく。

[区分]

#### 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

- 以下の観点を参照し、基準 I-C-1 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

自己点検・評価を実施するための組織は、自己評価委員会とその下に設置する自己点検委員会がある。自己点検・評価の関連規程は、平成 5 年 4 月に学則を一部改正し、自己点検・評価の規定を加えるとともに、実質的な点検・評価活動を行うため「自己評価委員会規程」を制定した。委員会の目的を同規程第 2 条に「教育研究の水準の向上を図り、本法人の目的と使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営に関して評価を行う」と規定するとともに、教職員自らが本学の状況を点検・評価し、諸活動の活性化や向上を図るため、全学を挙げて取り組む活動として位置づけている。同規程はその後、事務組織の改編に伴う委員の追加や自己評価委員会の下に部会の設置を可能とすること、また第三者評価に関わることを追加するなど五度の改定を経て、現在は平成 17 年 5 月施行の規程で運用し



ている。自己点検委員会は平成 16 年度に制定した「自己点検委員会内規」により運営している。

自己評価委員会及び自己点検委員会は、理事会の下に編成する法人に関わる委員会に属し、自己評価委員会は、法人に関わる委員と教学に関わる委員ほぼ半数ずつで構成しており、法人と教学が連携しやすく共通意識を持って課題の創出にあたれる構造としている。また、構成員は本学所属教員のほか、本法人の大学に所属する教員も委員となり、大学と短大合わせて学園全体での点検・評価活動を実施している。自己点検委員会は、当委員会に付託した点検・評価項目により、教学と事務部門に関わる委員を選任し、出来る限り自己評価委員会と自己点検委員会で重複しないよう分け、より客観的な評価となるよう努めている。平成 24 年度は、分野ごとに専任教員を選出してより実質的な点検となるよう配慮している。

活動方法は、自己点検委員会が点検活動を行い、自己評価委員会がその結果を踏まえて評価し「自己点検・評価報告書（案）」としてまとめたものを教授会へ報告し、教授会及び事務部署からも意見聴取した後、理事会へ上程している。

#### 自己点検・評価報告書の発行及び自己点検委員会の活動の経過

期	年度	報告書	自己点検委員会	委員（人）
第一次	H 5	自己点検委員会報告書 自己評価委員会報告書 (対象：大学・短大)	第一（設置の目的・理念の点検） 第二（組織の運営） 第三（大学の教育課程、教授方法等） 第四（短期大学の教育課程、教授方法等） 第五（大学の学生の受け入れ） 第六（短期大学の学生の受け入れ） 第七（図書館） 第八（財政）	短大教員 33 大学教員 38 職員 28 合計 99 ※各委員会で委員の重複があるため延べ人数
第二次	H 7	自己点検委員会報告書 自己評価委員会報告書 (対象：大学・短大)	第一（設置の目的・理念の点検） 第二（組織の運営） 第三（大学の教育課程、教授方法等） 第四（短期大学の教育課程、教授方法等） 第五（大学の学生の受け入れ） 第六（短期大学の学生の受け入れ） 第七（図書館、美術資料館） 第八（財政） 第九（学生生活、就職活動等） 第十（事務組織） 第十一（広報活動）	短大教員 44 大学教員 53 職員 30 合計 127 ※各委員会で委員の重複があるため延べ人数
第三次	H9	自己点検委員会報告書 自己評価委員会報告書 (対象：大学・短大)	第十二（大学院） 第十三（研究活動） 第十四（施設・設備）	短大教員 8 大学教員 20 職員 11 合計 39
第四次	H14	自己点検委員会報告書 自己評価委員会報告書 (対象：大学・短大)	第一（理念） 第二（組織） 第三（研究活動） 第四（財政）	短大教員 11 大学教員 17 職員 13 合計 41

第五次	H16 H17	自己点検・評価中間報告書 (対象：大学)	第一（大学の理念・目的及び学部等の 使命・目的・教育目標、教育研究組織） 第二（学部の教育方法と国際交流） 第三（大学院の点検） 第四（学生の受け入れ、教員組織） 第五（研究活動と研究環境、図書館及び 図書・電子媒体等、社会貢献、学生生活） 第六（施設・設備、管理運営、事務組織） 第七（財政） 第八（点検・評価、情報公開・説明責任）	短大教員 8 大学教員 40 付属校教諭 2 職員 26 合計 76
	H18	自己点検・評価報告書 (対象：短大)	第三（大学院の点検） 第九（美術館） 短大第一（教育研究等） 短大第二（管理運営等）	短大教員 11 大学教員 17 付属校教諭 1 職員 10 合計 39
	H19	自己点検・評価報告書 (対象：大学)	第五（研究活動と研究環境、図書館及び 図書・電子媒体等、社会貢献、学 生生活） 第六（施設・設備、管理運営、事務組織） 第八（点検・評価、情報公開・説明責任） 大学第一（教育研究等） 大学第二（管理運営等）	短大教員 8 大学教員 20 付属校教諭 1 職員 14 合計 43
第六次	H20	自己点検・評価報告書 (対象：短大)	短大第一（教育研究等） 短大第二（管理運営等）	短大教員 10 大学教員 7 職員 8 合計 25
第七次	H23	自己点検・評価報告書 (対象：大学)	大学自己点検委員会 (教育内容・方法・成果) (学生の受け入れ) 部会<美術学科部会> <デザイン・工芸学科部会> <アート・デザイン表現学科部会> <教養・共通専門部会> <大学院部会>	大学教員 31 職員 8 合計 39
第八次	H24	自己点検・評価報告書 (対象：短大)	短大自己点検委員会 (建学の精神と教育効果) (教育課程と学生支援) (教養教育の取り組み) (職業教育の取り組み)	短大教員 6 職員 4 合計 10

※ 自己評価委員会は、毎年3回以上開催

「自己点検・評価報告書」はホームページで公表するほか、冊子にまとめ図書館に備え付け学外へ公表している。学内では教職員及び各部署、研究室等へ配付し、点検・評価の結果明確になった課題のうち特に重点とする課題は、事業計画に反映するとともに、その事業計画の進捗状況の管理を行い、半期ごとに理事会・教授会に報告し、確認している。また、事業計画に反映していない課題については、責任の所在を明確にして各担当及び各部署で取り組んでおり、進捗について

は毎年、自己評価委員会で管理するとともに、今後の取り組み方法について確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後も自己点検・評価で明らかとなった主要な課題は、事業計画に位置づけて改善を図るとともに、全教職員がより一層、自己点検・評価活動の意義及び点検・評価によって明らかになった課題に対して共有して取り組めるよう検討する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

◇ 基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

平成 24 年度に杉並キャンパスに「女子美術大学歴史資料展示室」を開設した。当展示室は、110 余年に及ぶ貴重資料を展示し広く学生、教職員ばかりでなく社会へも公開して、建学の精神の継承、創立者・功労者の顕彰を目的として事業を推進している。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。